

『新型コロナウイルス感染に関して』

関西支社に申し入れを行いました！！

私たちは5月8日に以下の内容で会社に申し入れました！！

(「申」第29号)

「必要要員数及び新型コロナウイルス感染防止対策」についての申し入れ

現在、大阪仕業検査車両所で、夜勤勤務と徹夜勤務予定者の勤務変更が行われている。

4月24日から夜勤者の勤務変更が行われ、5月の勤務予定表でテ4とJの勤務を指定された社員に対して、管理者が個別に勤務変更を行っている。

また、4月までの勤務予定表に存在したヤ7、ヤ8、ヤ9、ヤ10の勤務が5月の勤務予定表には存在していない。

これは新型コロナウイルス感染拡大の影響で、新幹線の運行本数が減少したことを理由にした要員配置と思われるが、労働組合や社員に対して、一切説明が行われていない。

また、夜勤の申告担当を勤務変更された社員が日勤勤務となり、申告担当ではない別の業務を指示され出勤している。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないため、「緊急事態宣言」の期間が延長された。本来なら「新型コロナウイルス感染防止対策」として自宅勤務させるべきである。しかし、この度の新型コロナウイルス感染拡大を理由に杜撰な要員配置を行うなど、絶対にあってはならない。

よって、大阪仕業検査車両所の必要要員数と、仕業・申告本数に対する要員数、また「新型コロナウイルス感染防止対策」に対する会社の考え方を明らかにするため下記の通り申し入れるので、団体交渉の場を設定すること。

記

1. 4月24日から夜勤者の勤務変更が行われていることや、5月の勤務予定表にはヤ7、ヤ8、ヤ9、ヤ10の勤務指定がなされていないこと。また、テ4とJ勤務予定者の勤務変更について、労働組合や社員に対して説明すること。
2. 4月24日から夜勤者の勤務変更が行われ、5月の勤務予定表にはヤ7、ヤ8、ヤ9、ヤ10の勤務指定がなされていないことについて、どのような申告本数で要員が決められているのか算出方法を明らかにすること。
3. 夜勤の申告担当を勤務変更した社員に、別の担当を指示した理由を明らかにすること。
4. 日勤勤務に勤務変更された社員は、どのような勤務をしていたのか明らかにすること。また、その業務は不要不急に当たるのかどうか明らかにすること。

5. 今、内勤・技術等の社員が交代で自宅勤務をしているが、日勤勤務に勤務変更された社員がこれらの業務の手伝いをさせる等、見せかけの「新型コロナウイルス感染防止対策」になっていないか明らかにすること。
6. 社員の安全と将来に向けて安全な車両を提供していくためにも、「新型コロナウイルス感染防止対策」として、可能な限り自宅勤務を行うこと。

以上

(「申」第30号)

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急追加申し入れ（4）

安倍首相は5月4日、全都道府県を対象とした新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」を31日まで延長することを表明した。感染の恐怖と隣り合わせで社員が働いているのは鳥飼車両基地も例外ではない。特殊な職場状況を鑑み以下の通り申し入れるので、団体協議の場を設定すること。

記

1. 車を所有していて希望する社員・協力会社社員には臨時に車通勤を認め、特に鳥飼車両基地構内及び構外の使用していない駐車場を開放し少しでも感染リスクを抑えること。
2. 通勤バスはいわゆる「3密」の状態を避けるため、できる限り大型バスを運用すること。
3. 通勤回送においても「3密」の状態を避けるため使用できる号車を増やすこと。
4. 各車両所においてもできる限り社員を「自宅勤務」とすること。
5. 朝夕の通勤回送を以前のように、着発線に一旦停めて交番検査車両所関係の社員をそこで乗降させること。
6. 総合庁舎のエレベーターは出退勤時に「3密」の状態になるので出退勤時刻を調整してずらすこと。
7. SEK 仕業詰所などの「3密」を解消できないような場所は業務に使用しないこと。
8. 社員が業務で使用する物品の消毒のために除菌シートなどの消毒用品の拡充をすること。
9. 他の企業では新型コロナウイルス感染者が発生した場合、事業所を閉鎖し全社員を自宅待機にしている所もあるが、各車両所で感染者が発生した場合どのような対応を考えているのか明らかにすること。

以上